

令和3年度（2021年度）狩猟期間の主な違反・危険行為等

件数	確認年月日	管内振興局	市町村	発生場所	事故・違反の概要と対応	経過等
1	R3.10.25	日高	えりも町	道有林	道外狩猟者が捕獲したエゾシカの残滓2頭分を引き取り、道有林内に投棄。	廃棄物処理法違反として対応
					行為者が廃棄物として残滓を処理。	
2	R3.11.15	オホーツク	滝上町	国有林	わな猟による入林届等の手続きがなされないまま、直径12㍍以上で標識のない「くくりわな」3基が設置されていた。うち2基は森林作業道上に設置されており、非常に危険な状態であった。	行為者不明
					事案確認後、「くくりわな」周辺等に自動撮影カメラを設置し現場付近の監視を実施。	
3	R3.11.18	胆振	壮瞥町	民有地	林内にエゾシカ2頭分の残滓が放置されていた。残滓付近にヒグマのものと思われる糞が発見された。	行為者不明
					壮瞥町及び地元猟友会と情報共有を図り、狩猟パトロール等により監視を強化している。	
4	R3.11.25	十勝	新得町	国有林	国有林内の林道脇にエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					地元猟友会に連絡し、パトロールの強化と残滓の回収について協力を依頼した。	
5	R3.11.30	胆振	伊達市大滝区	民有地	国有林に続く民有地の林道にエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					地元猟友会と情報共有を図り、監視を強化している。	
6	R3.12.4	胆振	伊達市大滝区	民有地	国有林に続く民有地の林道にエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					地元猟友会と情報共有を図り、監視を強化している。	
7	R3.12.14	胆振	むかわ町	道道	道道上の車内から林内作業道がある方向へ猟銃を発砲。	警察署により捜査中
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
8	R3.12.14	胆振	壮瞥町	民有地	国有林に続く民有地の林道にエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					地元猟友会と情報共有を図り、監視を強化している。	
9	R3.12.16	胆振	壮瞥町	民有地	国有林に続く民有地の林道にエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					地元猟友会と情報共有を図り、監視を強化している。	
10	R4.1.17	日高	浦河町	民有地	衰弱して保護されたオオワシで鉛中毒が確認された。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	

※内容は随時、更新されます。

- 国有林・道有林で林内作業が行われる場所は、銃猟立入禁止区域とされており、入口付近に「のぼり」を設置するなどしてお知らせしています。銃猟目的の入林はできません。
- 国有林・道有林内でわな猟を行う場合でも、入林手続きが必要です。勝手に入林することはできません。
- 危険防止のため、農地・牧場周辺での銃猟は自粛してください。
- 上記の事案は次のとおり罰則が適用される場合があります。
 - ・ 狩猟者登録を受けない狩猟（未遂を含め1年以下の懲役または100万円以下の罰金）。
 - ・ 直径12㍍以上のくくりわなを使用したエゾシカの捕獲（未遂を含め6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）。
 - ・ 捕獲等をした鳥獣の放置（30万円以下の罰金）。

- ・ 所定の標識をつけないわなによる狩猟（30万円以下の罰金）。
 - ・ 捕獲禁止区域（公道）での狩猟行為（発砲）（未遂を含め6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）。
 - ・ 人がいる方向への発砲（未遂を含め1年以下の懲役または100万円以下の罰金）。
 - ・ 鉛弾を使用して狩猟を行った場合（6月以下の懲役または50万円以下の罰金）。
 - ・ エゾシカを捕獲する目的で鉛弾を所持した場合（3月以下の懲役または30万円以下の罰金）。
- 鳥獣保護管理法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合は狩猟免許が取り消されます。